

事業年度の途中でA市から川口市に転入した場合

移転日 9月15日
 事業年度 4月1日～3月31日
 従業者数 17人
 法人税額 36万円
 資本金等の額 1,000万円

		川口市	A市(税率は川口市と同様とする)
事務所等が存在した期間		9月15日～3月31日(6か月と17日間)	4月1日～9月14日(5か月と14日間)
法人税割	存在した月数	7か月(端数切上)	6か月(端数切上)
	分割基準 (市ごとの従業者数)	17人(事業年度末日の人数)×7か月÷12か月 =9.9166…人 ≒10人(端数切上)	17人(転入月の前月末日の人数)×6か月÷12か月 =8.5人 ≒9人(端数切上)
	分割基準 (全従業者数)	10人+9人=19人	
	課税標準額	360,000×10人÷19人 =189,473.68…円 ≒189,000円(千円未満切捨)	360,000×9人÷19人 =170,526.31…円 ≒170,000円(千円未満切捨)
	税額	189,000円×6.0%=11,340円 ≒11,300円(百円未満切捨)	170,000円×6.0%=10,200円
均等割	存在した月数	6か月(端数切捨)	5か月(端数切捨)
	税額	50,000円×6か月÷12か月 =25,000円	50,000円×5か月÷12か月 =20,833.33…円 ≒20,800円(百円未満切捨)
法人市民税合計額		11,300円+25,000円=36,300円	10,200円+20,800円=31,000円